

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	特定計量器定期検査等業務及び特定計量器定期検査手数料徴収事務
発注課	市) 市民生活部消費生活課
選定事業者	一般社団法人 北海道計量協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>計量法第19条第1項の規定及び同法第20条の規程により、特定計量器の定期検査を市長が指定する指定定期検査機関に委託して行わせることができる。</p> <p>一般社団法人北海道計量協会は、札幌市長が指定した唯一の指定定期検査機関であり（計量法第26条から第28条の2）、本市内には同協会の他に指定定期検査機関がないことから特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号